



葉 山 町
令和 4 年 4 月 6 日
記 者 発 表

職員の懲戒処分について

当町では、地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行いました。

【案件】

所属部・職名	年齢	処分内容	処分年月日
環境部 職員	48 歳	戒告	令和 4 年 3 月 31 日

(本件概要)

環境部職員は令和 3 年 12 月 21 日、自家用車の給油のために立ち寄ったサービスステーションにおいてタッチパネルの動作不良に腹を立て、画面を殴打し割るといふ器物損壊行為に及んだ。さらに、行為後に店舗側と口論となったが、事態が収拾しないまま立ち去り、警察に被害届が出される事態となった。その後、警察からの呼び出しにより店舗側に謝罪し被害届は取り下げられたが、当該非違行為と行為後の一連の言動は、葉山町職員の信用を著しく損なわせた。

(問い合わせ先)

総務部総務課職員係

電話 046 (876) 1111

FAX 046 (876) 1717